





第三十八條	相當する金	相當する金額に一・〇三二を乗じて得た金額
第一項第三號	百六十九万三千九百円	百七十四万六千四百円
第二項	相當する金	相當する金額に一・〇三二を乗じて得た金額
第三十八條	百五万二千円	百八万四千六百円
第四十二條	五百十二万五千円	五百二十八万九千九百円
第一項第一號	三百三十四万五千円	三百四十四万五千円
第一項第二號	二百二十万二千円	二百三十八万九千九百円
第四十二條	二十万八千八百円	二十万八千八百円
第二項第一號	一万四千四百円	一万四千八百円
第二項第二號	六万四千九百円	六万六千九百円
第四十二條	十三万七千七百円	十四万二千二百円
第四十二條	百二十八万八千七百円	百三十二万六千九百円
第四項第一號	七千七百円	八千四百円
第四十二條	七十八万八千七百円	八十四万四千二百円
第四項第三號及び第四十五條	七万四千八百円	七万七千七百円
第四十六條	二百二十四万四千四百円	二百三万四千四百円
第四十八條	百八十一万七千三百円	百八十七万三千三百円
第一項	七千七百円	八千四百円
第四十八條	百八十一万七千三百円	百八十七万三千三百円
第二項	七千七百円	八千四百円

第三條 (傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定)  
 第三條 平成十一年四月分以後の月分の共済法第八十七條の四に規定する公務等による障害共済年金(平成九年十二月以前)の組合員期間があるものに限る。)

第四十八條	百六十九万三千九百円	百七十四万六千四百円
第三項	百六万四千九百円	六万六千九百円
第五十條	各号に相当する金額	各号に相当する金額に一・〇三二を乗じて得た金額
第五十條	加えた額	加えた額に一・〇三二を乗じて得た額
第五十條	相当する額	相当する額に一・〇三二を乗じて得た額
第五十七條	百分の二十九・二	百分の二十九・二
第六十條	掲げる額	掲げる額に一・〇三二を乗じて得た額

2 平成十一年四月分以後の月分の共済法第八十九條第二項に規定する公務等による遺族共済年金(平成九年十二月以前)の組合員期間があるものに限る。)

より支給を停止する金額は、当該公務等による遺族共済年金の算定の基礎となつた同条の平均標準報酬月額額の三分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に一・〇三一（平成五年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金）にあつては一・〇二四とし、平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成七年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇二五とし、平成七年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成八年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇二四とし、平成八年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあつては一・〇〇六とする。）を乗じて得た金額とする。

3 平成十一年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金については、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下この条において「旧共済法」という。）第八十六条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による障害年金の算定の基礎となつた俸給年額（昭和六十年改正法附則第三十五条第一項ただし書に規定する俸給年額をいう。以下この条において同じ。）に、旧共済法第八十六条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額とする。

4 平成十一年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金については、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第八十六条の二第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務によらない障害年金の算定の基礎となつた俸給年額に、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額とする。

5 平成十一年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金については、昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧共済法第九十二条第一項の規定により支給を停止する金額は、当該公務による遺族年金の算定の基礎となつた俸給年額の百分の二十に相当する金額に一・〇三一を乗じて得た金額とする。

（更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

4 平成十一年四月分以後の月分の旧共済法による年金については、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の二五・八とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に老齢加算増加額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に百分の三・八を乗じて得た金額をいう。）を加算した金額」と、相当する金額」とあるのは「相当する金額に老齢加算増加額を加算した金額」とする。

（存続組合である日本たばこ産業共済組合等が支給する退職特例年金給付の額の改定の特例）

5 平成九年四月分以後の月分の存続組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）である日本たばこ産業共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十二条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）又は平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るものが支給する平成八年改正法附則第三十三条第十項に規定する退職特例年金給付については、第一条の表第一号（共済法第七十七条第二項第一号及び第二号並びに附則第十二条の四の二第三項第一号及び第二号の読替規定に限る。）の規定は、適用しない。

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二八日政令第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

（平成七年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

3 平成十一年三月分以前の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金については、なお従前の例による。

2 平成十一年三月分以前の月分の国家公務員等共済組合法（次項において「共済法」という。）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

3 平成十年三月分以前の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年三月二五日政令第五二号）

1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

2 平成十年三月分以前の月分の国家公務員等共済組合法（次項において「共済法」という。）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

3 平成十一年三月分以前の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金については、なお従前の例による。

附則（平成一一年三月二五日政令第五四号）

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 平成十一年三月分以前の月分の国家公務員等共済組合法（次項において「共済法」という。）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

3 平成十一年三月分以前の月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金については、なお従前の例による。